

「京丹後市議会基本条例（案）」に対する意見とそれに対する特別委員会の考え方

(敬称等は略)

項目	意見、理由要旨	考え方
<p>京丹後市議会基本条例（案）</p>	<p>意見 京丹後市議会基本条例（案）は「即時白紙撤回」すべきだと思います。</p> <p>理由 ① 「京丹後市まちづくり基本条例」みたいに、広報紙等別刷りではっきりと公表すべきで、パソコンでしか公表しないのはやはり問題ではないか。</p> <p>② この条例案は、語句の入れ替え、表現の修正等されたうえで、少なくとも2つの地方自治体の議会基本条例を丸投げをして出してきて、議会としてなにか議会改革をしているというアピールをしているに過ぎない。</p> <p>③ 京丹後市基本条例をすすめる会と意見交換等の機会を設定していただき、この条例案が出された経緯等徹底的に意見交換等してみたいと思います。</p>	<p>議会改革特別委員会では、12月定例会の最終日に「京丹後市議会基本条例」の制定議案を委員会提案を予定しています。</p> <p>① パブリックコメントの実施に当たり、10月10日発行の「広報きょうたんご10月号」で、紙面の都合上、条例全文までは掲載しませんでしたでしたが、意見募集のご案内をさせていただく中で、市議会のホームページだけでなく、各市民局においても条例案を閲覧することができる旨をお知らせしています。また、市議会日より「まほろば第14号」においても条例の概要を掲載し、パブコメによる意見募集のご案内も行ったところです。</p> <p>② 先進事例を参考にさせていただいた部分もありますが、議会運営等についてはそれぞれの自治体によって異なる内容も多く、本市議会の実態を精査した上で、自主自立の分権時代にふさわしい市民に身近な議会、議員活動の活性化と充実のため、本市にとって必要な議会運営の基本事項を定めています。</p> <p>③ 議会改革特別委員会では、議会基本条例の素案がまとまった9月18日に、「京丹後市まちづくり基本条例の制定をすすめる会」の皆さんとの意見交換会を開催し、多くのご意見やご要望をいただき、これを基に一部修正もさせていただきました。</p>